**感染症による出席停止について**

学校安全法施行規則に基づき，学校において予防すべき感染症の感染拡大を防ぐため，下記の感染症にかかった場合は，「出席停止」になります。なお，「出席停止」は欠席の扱いにはなりません。出席停止になる学校感染症と出席停止期間は下記の通りです。

|  |  |
| --- | --- |
| 感染症名 | 出席停止期間 |
| インフルエンザ | 発症した後（発熱の翌日を１日目として）５日を経過し，かつ解熱した後２日を経過するまで |
| 百日咳 | 特有の咳が消える又は５日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで |
| 麻しん | 解熱した後３日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎  （おたふくかぜ） | 耳下腺，顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後５日を経過し，かつ全身状態が良好になるまで |
| 風しん | 発しんが消失するまで |
| 水痘（みずぼうそう） | 全ての発しんがかさぶたになるまで |
| 咽頭結膜熱  （プール熱） | 発熱，咽頭炎，結膜炎などの主要症状が消退した後２日を経過するまで |
| 結核 | 医師により感染のおそれがないと認めるまで |
| 髄膜菌性髄膜炎 | 医師により感染のおそれがないと認めるまで |
| 溶連菌感染症 | 抗菌薬内服後24～48時間経過していること |
| マイコプラズマ感染症 | 発熱や激しい咳が治まり，全身状態が良好になるまで |
| 感染性胃腸炎 | 嘔吐・下痢等の症状が治まり，処方された消化器系の内服薬の日数まで |
| 第３種の感染症  （コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎） | 医師により感染のおそれがないと認めるまで |
| その他の感染症  （ウイルス性肝炎，手足口病，伝染性紅斑，ヘルパンギーナ，流行性下痢嘔吐症など） | 医師により感染のおそれがないと認めるまで |